

静岡県立静岡がんセンター共同研究取扱規程細則

平成 25 年 7 月 1 日改定

1 共同研究取扱規程、細則における用語について

共同研究取扱規程及び細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究機関 国、地方公共団体、学校法人、商法等基づく会社、民法第 34 条に基づく公益法人等、及び個人を含む当センター以外のものをいう。
- (2) 共同研究 当センターの職員が、共同研究機関と、共通の課題について共同して行う研究で、その内容が総長の権限に属する事務の範囲に属し、その研究による成果に対する権利が当センターと共同研究機関にあるものをいう。なお、共同・受託研究審査委員会の審議対象は共同研究機関と研究の内容、研究成果の取扱い等について契約書を交わす必要があるものとし、共同研究を開始する前段階等で、共同研究の意向について協定書を交わす際は審議対象としない。
 - (ア) 各自負担 共同で研究を行う中で、それぞれが行う研究の費用を各自が負担するもの。
 - (イ) 共同研究 共同で研究を行う中で、当センターが行う研究の費用の一部または全部を共同研究依頼者が負担するもの。
- (3) 主任研究者 当該共同研究を行う際、中心となって行う当センター職員。

2 共同・受託研究審査委員会への申請

- (1) 主任研究者及び共同研究機関は下記書類を作成し、総務課研究・研修班を通して総長に申請するものとする。
 - (ア) 「静岡がんセンター共同・受託研究審査委員会審査申請書(1)」(様式 1)
 - (イ) 共同研究機関から当センターに当該共同研究において研究費の流入がある場合：「静岡がんセンター共同・受託研究審査委員会審査申請書(2)」(様式 2)
 - (ウ) 共同研究契約書(案)
 - (エ) その他審査に必要な書類
- (2) 共同・受託研究審査委員会における審査の結果により、以下のとおり処理を行う。
 - (ア) 『承認』、『非承認』の場合
委員長は、審査結果報告書(様式 5-1)を作成し、総長に報告する。総長は、審査結果を踏まえ、共同研究の実施について決定し、指示・決定通知書(様式 6-1)により依頼者に通知する。
 - (イ) 『修正のうえ承認』の場合
委員長は、審査結果報告書(様式 5-1)及び共同・受託研究審査委員会意見書(様式 9)を作成し、主任研究者及び受託研究依頼者に通知する。修正された資料が提出された場合は、委員長は修正内容を確認のうえ、修正事項確認報告書(様式 10-1)を作成し、総長に報告する。総長は、審査結果を踏まえ、共同研究の実施について決定し、指示・決定通知書(様式 6-1)により依頼者に通知する。
 - (ウ) 『保留』の場合
委員長は、審査結果報告書(様式 5-1)及び共同・受託研究審査委員会意見書(様式 9)を作成し、主任研究者及び共同研究機関に通知する。審査結果を受けて、修正のうえ申請がなされた場合は、再度委員会を開催し、審議を行う。

- (3) 委員長は、共同研究機関から当センターに当該共同研究において研究費の流入がない場合は、委員会審査によらず迅速審査（委員長による単独審査）とすることができる。

3 共同研究者の受入及び職員派遣時の取扱について

- (1) 共同研究実施にあたって共同研究機関から受け入れる研究者については、共同研究員として取り扱うこととし、総長による受入れの決定の後、静岡県立静岡がんセンター客員研究員等取扱規程に定める手続きを行わなければならない。
- (2) 4（4）に定める場合にあつて、職員が共同研究機関の施設において研究を行うときには、研究用務のための外勤として手続きをとることができるものとする。

4 共同研究の契約について

事業管理者は規程第4条第2項の通知により、共同研究機関と契約するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 1（2）の（ア）に該当する場合、共同研究に要する経費は、共同研究実施計画書に基づき、両者の役割分担に応じて、両者が負担するものであること。
- (2) 1（2）の（イ）に該当する場合、共同研究機関が負担する費用。
- (3) 共同研究の遂行に関し、設備、備品等を受け入れることができること。
- (4) 当該共同研究機関の保有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を当センターに搬入することが困難な場合には、研究上必要な範囲内で当該設備が所在する施設で研究を行うことができるものであること。
- (5) やむを得ない事由により当該研究を中止し、又は、その期間を延長する場合において、当センターはその責を負わないこと。

5 特許出願等について

当該研究に随伴して生じた特許、実用新案及び意匠権を受ける権利等の取扱は静岡県がんセンター局職員の職務発明等に関する規程及び別に定める共同出願契約等により取り扱う。

共同研究機関とは共同出願契約等を締結した上で、実施するものとする。